

議 案 第 75 号

松戸市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、旅行命令が取り消された場合における旅費の支給についての規定を整備するため。

松戸市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の旅費に関する条例（昭和35年松戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「前項」を「第4項」に改め、「事故」の次に「又は天災等」を加え、「範囲内の」を「範囲内で規則で定める」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。